

日整連第 18-333 号
平成 18 年 12 月 11 日

国土交通省自動車交通局技術安全部
環境課長 徳永 泉 殿

社団法人 日本自動車整備振興会連合会
専務理事 下 平 隆

指定整備工場におけるオパシメータを使用した PM 検査に対する要望について

拝啓 時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、自動車整備業界は、度重なる規制緩和による車検期間の延長及び点検項目の削減等により非常に厳しい経営環境にあります。

このような状況の中で、指定整備工場におけるディーゼル車の排出ガス測定に新たにオパシメータを導入することについて、各自動車整備振興会に意見照会を行い意見をとりまとめました。

つきましては、指定整備工場の経営状況等を考慮いただき、オパシメータによる検査の導入に当たっては、下記の要望について特段のご配慮を賜るようお願い申し上げます。

敬具

記

1. オパシメータ認証車の排出ガス検査を行うためには、オパシメータを結果的に新たに導入しなければならないことから、規制を必要とする理由を指定整備事業者が理解できるように説明して頂きたい。

(例：PM が人体に与える影響、環境全体から見た場合の自動車から排出されるPMの影響度、環境基準の達成度等)

2. オパシメータ認証車についても、指定整備工場が現有している黒煙測定器を代替するまでの間は、黒煙測定器による検査を認められたい。

もしこれが不可の場合には、現在の経過措置として示されている、オパシメータ認証車の黒煙測定器による検査可能期間の2年間で5年間程度まで延長して頂きたい。

3. 指定整備工場がオパシメータを導入した場合には、コストの増加を防ぐ観点から全ての黒煙認証車の検査をオパシメータで実施できるよう措置し、黒煙測定器との重複保有を不要として頂きたい。

4. 指定整備工場は、国の検査の一部を補完し行政業務の円滑化に大きく寄与していることから、オパシメータの導入に当たっては、補助金等を支給し指定整備事業者の負担を軽減して頂きたい。

5. オパシメータの価格は現在50万円程度と示されているが、指定整備事業者の負担を軽減するため、さらに低減するよう関係方面を指導して頂きたい。

以上